

③平成23年度日本YEG提言書<平成24年2月18日>

日本商工会議所
会頭 岡村 正 殿

日本商工会議所青年部
会 長 兵 頭 弘 章

平成23年度日本YEG 提言
～復興を経て、持続可能な笑顔あふれる次世代をつくるために～

東日本大震災による、地震・津波・原発事故・風評等々に起因する未曾有の被害が未だ終息せず、先が見通せない状況が続いています。

そして今、持続可能な社会構築の為、政府は「2010年代半ばまでに消費税を段階的に10%まで引き上げる」としています。

経営者の視点から、震災復興とその先の笑顔あふれる日本のため、実効性のあると思われる分野について中長期的な視点から提言します。

第1章

震災復興と中長期的に持続可能な政府の在り方に関する提言

1. 震災復興に関する提言

(1) 震災復興国債発行による100兆円規模の震災対策の実施を

未曾有の大災害である東日本大震災からの復興に向け、思い切った財政資金の投入を行い、日本再生の機会とするため、100兆円規模の震災復興国債発行による復興対策を提言します。

政府は、今回の大震災における直接被害額を17兆円弱と試算しており、その復興財源を復興債の発行や予算の組み替え、所得税の増税などにより賄おうと検討しています。

しかし、阪神大震災の総復興事業費はおよそ16兆円とされており、今回の大震災の被災規模や、原発事故への対応を踏まえれば、政府試算をはるかに上回る規模の財政投入が必要となります。それに加え、原子力依存のエネルギー・インフラの再構築など勘案し、5年間で最低100兆円規模(別添1)の復興費用の準備が必要です。

財源確保の為には、我が国の税収がおおよそ40兆円であることから、増税や予算の組み替えでは、100兆円規模の財源は到底賄えません。しかし増税を行えば、個人消費の低迷や企業の業績悪化により景気悪化を引き起こしかねず、ひいては税収の減少による財政悪化を招く可能性が高いと思われる。

一方、我が国の国家予算およそ90兆円のうち毎年40兆円超が国債で賄われ、国・地方を合わせた国債発行残高は平成23年3月末現在924兆円を超え、財政悪化への懸念から、新たな国債の発行には慎重な声も多くあります。しかし、国債発行については現状においても物価がデフレ基調で推移していることから、100兆円規模の国債を発行しても、急激なインフレの可能性は低いといえます。日本政府が保有する外貨準備が約1.3兆ドル(別添2)あり、その信用を裏付けに更なる国債を発行するゆとりもあることから、政府が速やかに確かな復興計画を示すことにより、国際金融市場における信頼を維持することは十分に可能です。

実際、阪神大震災においては、国債発行などによる財政出動の結果、実質経済成長率は上昇、僅か2年間で21兆円もの経済規模の拡大につながったとされています。当時の我が国経済には今よりも体力がありましたが、その状況でも当時の政権は復興費用として増税ではなく国債を選んでい

ます。しかし、平成9年4月、消費税増税などに舵を切った後、わが国が本格的にデフレに陥り、増税したにもかかわらずそれ以降税収が平成9年を上回っていません。物価の下落幅以上に名目個人所得額が減少する日本型デフレが慢性化するなか、大胆な財政支出を経済規模の拡大の呼び水にし、日本再生へつなげるよう求めます。

未曾有の大災害である東日本大震災からの復興に向け、思い切った財政資金の投入を行い、日本再生の機会とするため、100兆円規模の震災復興国債発行による復興対策を提言します。

(2) 道州制の導入により徹底的な地方分権の推進を

復興庁を引き継ぐ「(仮称)東北州」の成果を踏まえ、全国においての道州制を展開していくことを提言します。

東日本大震災からの復興を目的とする「復興庁」の設置法案が成立しました。法案に盛り込まれた復興庁では、ある程度の権限と予算を握ることが出来、地域事情に即した形の復興計画の立案と実施がされようとしていることは、従来の省庁縦割り方式に比較すればより良い形と言えます。しかしながら、地域主権の確立のために国と地方の役割分担のあり方がさらに真剣に検討されている現在において、必ずしも最良の形とは言えません。そこで、復興庁が機能し、創設目的に対して一定の成果が出た後には、「(仮称)東北州」を創設し、復興庁の機能に加え、各省の出先機関が持つ権限と財源を完全に委譲し、真の地域主権の実現の契機とすることを提言いたします。

そして一定期間経過後、「(仮称)東北州」の成果を踏まえ、全国において道州制を展開していくことを提言します。

(3) ビジットジャパン事業の再構築と推進強化により「訪れたい日本」を積極発信

今までの「ビジットジャパン事業」を再構築し、予算面でも大幅に拡充し、パワーアップした上で推進を強化し、短期的施策・中長期的な施策を織り交ぜ、「訪れたい日本」を積極的に発信していくことを提言します。

2003年に小泉総理大臣(当時)が「2010年に、訪日外国人旅行者数を、倍増の1,000万人へ」との方針からこの事業はスタートしました。

現在、将来的に年間3,000万人にすることを目標として「訪日外国人3,000万人プログラム」が実施されています。しかしながら2010年確定実績で860万人であった他、2011年は東日本大震災や原発事故の影響、そして急激な円高の影響が大きく、日本政府観光局(JNTO)発表の1月から9月までの推計値で約448万人(前年同期比-32.1%)に留まっています。

ここは大きな転換期と捉え、今までの「ビジットジャパン事業」を再構築し、予算面でも大幅に拡充し、パワーアップした上で推進を強化し、短期的施策・中長期的な施策を織り交ぜ、「訪れたい日本」を積極的に発信(別添3)していくことを提言します。

2. 中長期的に持続可能な政府に向けての提言

(1) 2010年度実績をベースに国会運営総額の20%削減と国家公務員総人件費の20%削減

東日本大震災の発生した2010年度実績をベースに、国会議員定数や運営費等の見直しを実施し国会運営総額20%削減と、国家公務員総人件費の20%の段階的な給与の削減等、危機に対応すべく大胆かつ速やかな改革を提言します。

近年、国も行政改革に取り組み、少しずつではありますが実績(別添4)を出し始めていますが、一般国民の感情からすると、東日本大震災が引き起こした国難ともいえる「痛み」を国全体で甘受しているという認識に到達しているように思えません。

まずは、国家の指導者達が率先して身を切り、国会議員・国家公務員から地方議員・地方公務員

へ、そして一般国民へと「痛み」を分かち合い、「震災後」の新たな国づくりに、日本の底力を結集すべきと考えます。

東日本大震災が発生した2010年度実績をベースに、国会議員定数や運営費等の見直しを実施し国会運営総額20%削減と、国家公務員総人件費の20%の段階的な給与の削減等、危機に対応すべく大胆かつ速やかな改革を提言します。

第2章

人口減少社会に向けた提言

活力ある日本を取り戻し、明るい未来を築くためには若い力が必要です。そのためには、少子化対策は避けて通れません。

そこで、子育て世代でもある YEG から日本の少子化対策に関しての提言をいたします。

1. カップルの成婚率向上に向けて独身税の創設を

結婚しないデメリットを明確化し、少しでも成婚率を上げる為に、『独身税』を創設することを提言します。

少子化を食い止めるには、まず若者の成婚率を上げることから始めるべきです。現在の制度では、配偶者控除等が縮小され、結婚後のメリットも少なく未婚のまま交際を続けるカップルが多くなっています。

そこで、結婚しないデメリットを明確化し、少しでも成婚率を上げる為に、『独身税』（別添5）を創設することを提言します。

2. 不妊治療の公的保険適用化を

少しでも不妊治療を受診しやすくするために、公的保険制度の適用化を提言します。

現在、夫婦の10組に1組が不妊に悩んでいるといわれており、少子化問題の一つの原因となっています。不妊症は治療を受けるとなると家庭への経済的負担が生じます。

公的保険制度が効かないため、高額な医療費が掛かり、また人工授精などの治療には更に高額な費用を必要とします。すぐに治療が終わる例は少なく、治療を受けている夫婦は平均一年以上です。年間数百万円もかかるのが現状であり、何年もかかってしまい経済的な問題から途中で諦めてしまう夫婦もあるのが現状です。

少しでも不妊治療を受診しやすくするために、この治療の公的保険制度の適用化を提言します。

3. 産婦人科医を増やす施策の構築を

産婦人科医を増やす施策の構築を提言します。

毎年順調に医師数が増加していますが、産婦人科医師に限るとすでに20年前から減少傾向が続いています。これには、出生率低下に伴う産婦人科医の開業沈滞ムードや医療訴訟の増加などが影響しています。産婦人科医問題は単なる医師不足ではなく、産婦人科疾患の特殊性に加え、医療保険制度や法律などの社会制度と深く関わっています。産婦人科医療は、すでに医師の自己犠牲的献身的努力では、解決できないところに近づいています。少子化対策には産婦人科医の問題は不可欠です。産婦人科医を増やす施策の構築を提言します。

4. より利用しやすい妊婦検診無料チケット制度を

妊婦検診無料検診チケット制度の全国一律14枚化とチケット試用期間の是正を通じて、より安

心して出産できる環境づくりを提言します。

数年前に発生した『妊婦の駆け込み出産・病院の受け入れ拒否』のたらい回しによる死産が社会問題化された後、妊婦検診無料チケット制度がスタートしました。これにより妊婦が産婦人科へ検診に行きやすくなっていますが、より安心して出産いただけるように、その改善案を提言します。

(1) 全国一律14枚化へ

このチケット制は、14枚分を国から地方自治体に“地方交付税”としてその財源が交付されています。地方交付税は各自治体でその用途を決定することができるため、財政的に苦しい自治体ではこの財源が他の用途に使用され、チケット枚数が減らされているのが現状です。

このままでは、住んでいる市町村によって格差が生じ、小さな自治体ほど不利になり、若い夫婦が定住しない可能性も危惧され、将来的には過疎化の第一歩となりうると考えられます。

政府の政策によって配布枚数の差が生じ、地域格差を誘発するようなことは止め、全国一律14枚とすることを提言します。

(2) チケット使用期間の是正

このチケットは、母子健康手帳（以後、母子手帳）交付時に配布されます。つまり妊娠初期の数ヶ月はチケットなしで検診を受けることとなります。（母子手帳は、妊娠判明時点で交付を受けることはできますが、流産等のリスクなどが初期には多いため、病院が手帳を受ける時点をお知らせするというのが一般的です。）

この数カ月間の検診に係る費用も領収書と一緒に自治体の窓口へ提出すれば、払い戻し可能に、更に出産後一年間の検診にも使用できるように制度改正を提言します。

5. 児童（こども）手当を二人目以降に手厚く給付する仕組みを

児童（こども）手当を二人目以降に手厚く給付する仕組みづくりを提言します。

現行のこども手当制度は、『社会全体での子育て支援』を理念に行われています。この制度は一定の評価があることは事実ですが、批判の多いことも事実です。

そこで、この理念を『少子化対策』に変更し、制度自体も改良すべきと考えます。

人口を維持するためには、1組の夫婦から生まれる子供が2人以上であることが求められるため、一定額以下の所得額の家庭を除き1人目の児童には手当を給付せず、2人目は10,000円、3人目は20,000円、4人目30,000円のように子供の数に応じ、手当が増えるよう変更するように提言します。

6. 少子化防止特別免税の創設を

少子化防止特別免税等により一人でも多くの子供を産み育てる環境づくりを提言します。

5人以上出産・子育てしている家庭には、特別免税をし、末子が成人になるまで、年収額から推計し、消費税を申告により還付する（別添4）（事実上の消費税免税）といった制度の創設をし、子育て家庭の経済的負担の減少を図り、一人でも多くの子供を産み育てる環境にする税制を提言します。

第3章

企業活動を発展させる為の各種規制緩和・制度見直しに関する提言

我が国日本が震災から復興して本当の意味での笑顔あふれる次世代をつくるためには我々民間企業が活力を取り戻し、持続的に発展することも必要だと考えます。

1. 労働時間法制の弾力化に関する提言

実態に即した労働時間法制の弾力的な運用を求めます。

原油原材料価格の高騰は高止まりをみせたものの、記録的な円高が続き、世界的な経済恐慌の風が依然として吹き続けている現在、中小・小規模企業は、収益・採算はもとより資金繰りが極度に悪化しております。その中で、労働者への賃金をコストとして捉え、大規模な人件費の削減を実施し会社の存続を図っている企業も少なくありません。

昨今、時間外労働に対する最低支払い賃金の底上げ等、労働者側の視点に立った改正は進んでいるものの、会社側、経営者側の視点に立った改正は行われておらず、結果的に少ない粗利を確保するために法の抜け道を詮索・悪用する企業も現れ、未払い賃金訴訟等にみられるように、最終的に労働者を苦しめている現状が存在することも事実です。

現行の労働基準法は、制定当時とは時代背景も変わり、中小・小規模企業にとって、遵守することが限りなく不可能に近い業種・業態・職種が増えています。そしてその企業の実態にそぐわない規制が、企業の存続を危うくし、地域経済引いては地域雇用そのものに影響を与える危惧さえあります。

この指摘は3年前にもあり、平成20年度の日本YEGからも同じ要望を挙げさせていただきましたが、状況は変わらないどころか、益々悪化の一途を辿っています。

中長期的な経営資源である労働環境を守ることを通じて、企業の持続的な発展を図るという経営者の視点と、適正な労働対価が取得できる権利保護という労働者の視点を両立させて両者が良好な関係を築くことを目指し、実態に即した労働時間法制の弾力的な運用のための企業の規模、業種・業態・職種別の基準を早急に策定していただきたく存じます。

2. 普通自動車運転免許の運転条件の緩和を

「普通自動車免許」の適用条件の車両総重量の要件を緩和し、普通自動車運転免許の自動車の種類に関わる適用要件を現行5 t 未満から6.5 t までに引き上げることを提言します。

平成19年6月に道路交通法の一部を改正する法律の施行によって、中型自動車免許制度が導入されました。従来、普通自動車免許で総重量8 t 未満まで運転が可能でしたが、中型免許制度の導入により、総重量5 t 未満の車両に限定されました。運送業界、土木・建築業界では特に、若手や新卒者等を雇入れても車両の運転などの仕事に就かせることができず、仮に希望があっても雇用するのに躊躇していることが多いと聞きます。また、経営が厳しい中小企業が多数を占め、更に中型免許を取得させて仕事に就かせる余裕がないのが現状です。これが続くと高齢従業員の大量退職期を迎える中で、労働力の確保が難しくなってくると予想されます。

とりわけ輸送業界は、従来は積載2t のトラック（総重量5t 未満）に収まっていましたが、近年、安全対策・環境対策・輸送品質の向上・労働条件の改善に関する設備などの導入で車両の大型化が進んでおり、現在の普通免許（総重量5 t 未満）では運転ができなくなっています。

こうした問題を解消するため、「普通自動車免許」の適用条件の車両総重量の要件を緩和し、普通自動車運転免許で運転可能車両の適用要件を現行5t 未満から6.5t までに引き上げを提言します。

また、この制度が開始されてから、免許の取得のために自動車教習所や免許センターに通う必要が出ていますが、大量の受験者がおり、免許取得のためにかなりの時間と費用を要しています。こうした状況を解消するために、円滑な中型免許取得のために教習できる場所を増やす施策を提言します。

3. 「入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に「最低適正入札価格制度」の導入を国並びに地方自治体が行う競争入札において、「最低適正入札価格制度」を義務づけることを提言します。

国や地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札によらなければなりません。指名競争入札及び随意契約は、法に定められた場合のみです。

一般競争入札は、正しく運用すれば予算の無駄が無く、極めて公平かつ透明な制度となる反面、契約締結に長期間を要し手続きが煩雑で、小規模事業者には参入しづらいデメリットがあります。

近年、国や地方公共団体の会計制度の透明性を確保する目的で、会計法および地方自治法が改正され、入札方法を指名競争入札から一般競争入札に移行する動きが加速しています。

国および地方公共団体の財源縮小の為、コスト削減という意味においては、有効ではあったかと思いますが、企業にとっては、長引く不況の中、毎年繰り返される競争入札により、落札価格に底値が見えないケースも目立ちます。行き過ぎた競争入札によるダンピングに近い低価格に対応するため、業者間で調整すると談合と見なされ、国および地方公共団体の受注は期待できないと考える企業が増えているのも現状です。

しかし、地方の中小企業は、民間需要だけでは維持できないのも事実であり、こうした国・地方公共団体からの事業を無理して受注し続けることが、結果として地方の中小企業の経営を圧迫しており、この状態に歯止めを掛ける対策が必要です。

ダンピング競争を防ぐために業種や自治体によっては最低入札価格制度が取り入れています。また最低入札価格すら無い競争入札も多数存在します。

発注価格の抑制の結果、中小企業の収益性の悪化を招くことになれば、国や地方の税収が落ち込み、設備投資や人件費は抑制されるといった負の連鎖に拍車がかかります。地方において、大きな雇用の受け皿である中小企業を活かし、地域経済を維持するためには、国・地方自治体の事業の発注について、コスト積算時に適正な利潤を加味した適性価格を算出することが必要です。

そこで、国並びに地方自治体が行う競争入札において、「最低適正入札価格制度」を「入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を通して義務化する事を提言します。

「最低適正入札価格制度」は、落札業者を一番価格の安い業者ではなく、二番目に安い業者にする制度です。

この制度を用いるだけでも、極端なダンピング受注を防ぐ効果があり、過度の価格競争に歯止めがかかると考えます。

4. 中小企業に向けた社会保険の負担軽減策を

①従業員数、年商などによる段階的な社会保険料率の策定による中小企業の負担の軽減、

②試用期間中の社会保険加入の猶予を2カ月設けること、の2点を提言します。

大企業でも中小企業でも、法人であれば社会保険への加入義務が生じます。保険料について、企業の規模を問わず原則同じ負担率で社会保険料を納めます。大企業は企業体力もあり、保険料の納付をしても雇用を維持できます。しかしながら我々中小企業にとっては、企業の存続にかかわる大変重い負担となっています。

中小企業でも、新規雇用して保険に加入し、保険料を納めていますが、度重なる保険料の引き上げや、近年の不況のため売り上げや利益が減っていく中で、企業活動を維持し、雇用を維持していくのが非常に厳しい状況です。

また、試用期間中においても採用したらすぐ社会保険に加入するように決められているため、本人が不適合で仕事を退職したり、特に技術系の職業だと能力不足によりすぐ退職してしまう場合があります。そういった場合でも保険料を支払う必要があるため、企業への余計な負担が発生して

います。

こうした現状を鑑みて、①従業員数、年商などによる段階的な社会保険料率の策定による中小企業の負担の軽減、②試用期間中の社会保険加入の猶予を2カ月設けること、の2点を提言します。

5. 中小企業の実態に基づく最低労働賃金水準の決定を

最低賃金水準の1,000円への引き上げについては絶対反対。

近年長引く不景気の中、景気は後退し、売り上げは下がり、利益は減り、従業員のボーナスの減額やベースアップの抑制がされてきています。その中で2008年7月に最低賃金法が改定された際には、最低賃金額の水準の決定に当たっては生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなり、民主党のマニフェストでは、最低賃金水準を1,000円に引き上げることが盛り込まれています。

この決まりができるのと労働者の生活の保護という観点からは所得が増え、消費行動につながり景気の刺激につながるといことも考えられますが、賃金の引き上げは、企業の生産性が向上し安定的な収益が得られてはじめて可能となるものであり、現実的には生産性の引きが容易ではない中小企業は、そうなることにより収入増を伴わずに人件費が増大し、経営を逼迫してしまい、さらには解雇、廃業などの状況に追い込まれてしまいます。また消費者物価指数の微減傾向が続く現状では、最低賃金水準の1,000円への引き上げについて絶対反対することを提言します。

また、生活保護費との関係でいえば、最低賃金の水準が問題なのではなく、不正受給等の問題を抱える生活保護制度の運用実態が問題であり、生活保護費の積算根拠等のデータを明確にするとともに、生活保護費の等級分けによる細分化と支給額の削減と生活保護支給条件の規制と監査の強化を提言します。

(別添1)

100兆円の根拠として

被害保険	約1.2兆	瓦礫処理費	約1.2兆
防潮堤の建設費	約8兆	東北地方5年間の法人税免除	約5兆
土地の買上げ費	約2兆	東北地方5年間の所得税免除	約5兆
嵩上げ費	約2兆	高速道路無料化5年間と建設費と維持費	約5兆
河川堤防建設費	約2兆	東京電力福島原発30km圏内の土地買上げ費	約8兆
高盛道路建設費	約2.0兆		合計約8.1兆

(上記費用の積算は石巻市の復興予算案を基に算出してみました。)

どこまで必要か先の見えない放射能汚染の除洗費や原発被害による企業や住民の補償費等を加味すると100兆円でも足りない試算しました。

(別添2)

外貨準備金の性格は、本来、緊急時の外貨支払いの準備金として用意するもの。日本は、国際収支では債権が多く、1.3兆ドルもの準備金は不要。円高対策として必要と言いますが、政府介入で為替相場を左右できる時代ではない。円高傾向のなか、すでに、20~30兆円の、為替差損を出しています。国家が危機の直面しているときに、余剰の外債を処分して、復興にあてるべき。このような経済評論家の意見もありますが、外貨準備金の多くを占める米国債の売却による米金融市場の動揺を引き起こす恐れはないよう復興国債の発行の方がベストかと思います。

(別添3)

ビジットジャパン事業の再構築と推進強化の具体案

1. ビジットジャパン緊急事業の強化
(訪日商品の広告掲載や訪日旅行番組放映タイでの成功例あり)
2. 韓国・中国・台湾と姉妹都市関係にある自治体が、直接日本の安全のPRに渡航する場合の助成をする。(台湾台南市と日光市の成功例あり)
3. 中国人個人観光査証の緩和が9月1日から実施され効果が見られているので、更なる滞在日数の延長(30日→45日等へ)
4. 商用外国人の訪日が、一般観光客よりも先行して回復していることから、「商用訪日家族同伴特別パック」等創設(通常仕事をする方だけの訪日が、特別パックの為家族を同伴しやすくする等)
5. 大使館員及びその家族の「日本国内特別ツアー招待」
6. 旅行業者・旅行ライター等の「日本国内特別ツアー招待」
7. 「SAKE ツーリズム」の開発(航空会社の操縦士やキャビンアテンダント等も同行する等)
8. 「日本食製造体験ツアー」の開発(ゆば・豆腐・寿司等 健康な日本食を扱う)
9. 日本の道徳を学ぶ「禅ツアー」の開発(日本人の“こころ”を学ぶ)
10. 修学旅行等学生をターゲットにした取り組みの強化
11. 観光圏整備法と連携を基本として福島県にカジノ特区や免税店等を設置

(別添4)

2009年5月に発表され内閣官房行政改革推進室からの資料によりますと、国の行政機関の定員を33.2万人(05年度末)→32.2万人(09年度予算ベース)と、1万人の純減をしました。また人件費に換算する5.4兆円(05年度)→5.3兆円(09年度)と0.12兆円削減の実績があります。また、給与構造改革においては、給与カーブのフラット化(中高年齢層の棒級水準を7%引き下げ)、勤務実績の給与への反映等の例があげられ、一定の評価は認められます。

(別添5)

『独身税』の骨子

1. 31歳以上で年収300万円以上の方(心身障害者は除く)が対象
2. 未婚または離婚・別離で子育てをしている方は除く
3. 40歳までは、税率を上昇させ、年々税負担を拡大させる。
4. 年収に対して 31歳 年1% 32歳 年2% 33歳 年3%
～40歳以上60歳未満 年10%以上(上限)
5. (税率の根拠:贈与税の最低税率は10%と設定されています。子育てを行っていないというので、所有財産を未来の自身の年金を負担してくれる子供たちへの贈与と考えました。そのため、上限を10%とし、31歳から年々税率を上昇させることにより、早目の結婚・子作り・子育てを検討してもらう狙いがあります。)
6. そこから得られた財源は、社会保障に充てる。(見込み額:約3兆円/年)

(別添6)

年収額から推計し、消費税を申告により還付

例)	夫婦の合計年収額	みなし貯蓄率	年収額に対する消費税還付率
	～300万円	0%	100%
	300～400万円	5%	95%

